

3. あいさつ

事務局（嶋田）	次に、三豊市副市長小野英樹よりご挨拶を申し上げます。
副市長 小野英樹	<p>ご紹介いただきました、副市長の小野でございます。</p> <p>山下市長が他の公務で不在でございます。代わりまして私のほうからご挨拶させていただきますことをお許し賜りたいと思います。さて、今年も早いもので来週に入るともう12月ということで、これから初冬から本格的な冬到来ということになるかと思えます。こうした季節は朝晩冷え込みますしお風邪などひく時期でもございます。どなた様もお気を付けいただきたいと思っております。そのような中、本日は大変お忙しい中、また昼間お疲れの所でございますが、第1回の三豊市成年後見制度利用促進審議会を開催いたしましたところお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。先ほどは委員としましても快くお引き受けいただきましたことにつきましても厚くお礼申し上げたいと思います。</p> <p>さて、現在ほとんどの自治体において人口の減少が見られ、特に少子高齢化ということで2025年には団塊の世代の方々が75歳を迎えるということで、単身や夫婦のみの高齢者世帯、また認知症高齢者が増加する中で、この成年後見制度の利用ということは、今後必要性が高まると考えているところです。そういった中で、三豊市に置きましては平成19年度から成年後見制度利用支援事業を実施いたしまして、これら支援を必要とする人々に対して様々な相談に応じてきたところでございます。特に権利擁護に関しまして支援の必要なケースの場合には法律専門職団体や福祉関係者専門職団体と連携をさせていただき、また、受任者調整等に置きましては色々のご尽力を賜っておりますことに対しまして改めて厚くお礼を申し上げます。そうした中、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されまして、市においても成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。このことを受けまして、三豊市では、県内初の取り組みとして「成年後見制度利用促進審議会」を立ち上げ、基本計画に基づき成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度あるいは運用の改善等を図りたいと考えております。</p> <p>本日お集まりいただいた皆様からご意見を賜り、今後の進め方や三豊市における基本計画の作成に反映させていきたいと思っております。</p> <p>本日はどうか市民の権利と利益の一層の擁護のため、成年後見制度の利用促進に向けてご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局（嶋田）	<p>事務局～自己紹介～</p> <p>ここで、本日の委員の出欠状況を確認いたします。委員総数12名のうち、まだ、大塚委員が見えておりませんので出席委員10名、委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回の会議に関しては議事録を作成いたします。議事録については、「三</p>

	<p>豊市附属機関等の会議の公開に関する指針」第 10 条及び第 11 条の規定によりまして、原則公開いたしますので、ご了承のほど、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、同指針第 3 条の規定により、附属機関等の会議は、公開するものとなっております。傍聴者の受付をしたところ、現在 1 名となっておりますことを併せてご報告いたします。</p> <p>それでは、三豊市成年後見利用促進審議会設置条例について、介護保険課長三好より説明させていただきます。</p>
--	--

4. 成年後見制度利用促進審議会設置条例及び関係指針等について

三好課長	<p>次第の 4 番、「三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例」についてご説明いたします。平成 28 年 4 月に公布されました、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、資料①の 6 ページの「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第 14 条になりますが、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとしてされています。</p> <p>また、三豊市においても平成 30 年度から平成 35 年度を期間とします、「第 3 期三豊市地域福祉計画」、平成 30 年度から平成 32 年度を期間とします「三豊市第 7 期介護保険事業計画」において、高齢者の尊厳への配慮、権利擁護の推進として、審議会を設置し、利用促進計画の策定を明記しております。</p> <p>これらに基づき、三豊市における、成年後見制度の取り組み状況の点検・評価、また、制度の広報、相談業務などが適切に実施されているかの確認などを継続的・計画的に進めて行くため、「三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例」を平成 30 年 10 月 5 日に制定いたしました。</p> <p>それでは、資料①3 ページをご覧ください。条例の内容について簡単に説明させていただきます。</p> <p>(～条例第 1 条から第 9 条及び施行期日について説明～)</p>
------	---

5. 会長及び副会長選任

事務局（嶋田）	<p>続きまして、会長、副会長の選出になりますが、三豊市成年後見利用促進審議会設置条例第 4 条によりまして、委員の互選により定めるとありますので、委員の皆様から推薦等がございましたらお願いしたいと思います。</p>
藤川委員	<p>市のほうで案があればお願いします。</p>
事務局（嶋田）	<p>ただいま、事務局案はとのお声がありましたので、事務局から提案させていただきます。会長には、学識経験者で四国学院大学の教授西谷委員、副会長には、弁護士で香川県弁護士会の秋月委員にお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか？</p>
各委員	<p>異議なし</p>

事務局（嶋田）	それでは西谷委員、秋月委員よろしいでしょうか。 西谷会長より挨拶をお願いいたします。
西谷会長	四国学院大学社会福祉学部に所属しております西谷と申します。初めてお会いする委員の方もおられると思いますが、お願いいたします。 ただ今、会長を仰せつかりましたので、三豊市におかれましては成年後見制度の利用促進に関しまして、あくまでも市民の方々の立場から、市民の方々の権利擁護の観点から、各会、各分野の専門家の委員の皆さんと一緒に進めてまいりたいと思います。ご協力の程よろしくお願いいたします。

6. 協議事項

（1）成年後見制度の利用促進に関する法律について

事務局（嶋田）	三豊市成年後見利用促進審議会設置条例第5条によりまして、会長のほうで議事を進めていただくということで、西谷会長よろしく申し上げます。
西谷会長	それでは、ご指名ですのでよろしく申し上げます。本日の式次第に沿って進めさせていただきます。 議題6.協議事項（1）成年後見制度の利用促進に関する法律について事務局のほうから説明をお願いいたします。
事務局（細川）	成年後見制度の利用の促進に関する法律について説明させていただきます。 （「成年後見制度の利用の促進に関する法律」資料①に基づいて説明） （「成年後見制度の現状について説明」資料②に基づいて説明） 成年後見制度の現状について、ポイントについて簡単に説明いたします。2ページ目の利用者数の推移ですが、全国で21万人の方がこの制度を利用しています。ただ、今後認知症の患者数が2025年には700万人を超える中でこの21万人という数字でいいかは、今後、検証する必要があります。また、申立人と本人の関係で子の次が市町村申立となっており、このことから家族や親族からの申し立てが伸びていないことがわかります。市町村申立の件数については全体の19.8%で約2割は市町村申立により利用されています。香川県においては25.3%となっており、全国よりも割合が多いということがわかります。4ページ目、申し立ての動機については預貯金等の管理・解約が一番になっており、その次に身上監護、介護保険契約となっており、制度の利用については男性も女性も高齢者の割合が多く、その他の知的障害、精神障害の対象者がいる中でこの割合が適切かも今後の課題となってくると思われます。また、成年後見人と本人の関係の割合について、司法書士、弁護士、子を挟んで社会福祉士となっており、専門職が全体の73.8%を担っているということで、実際に成年後見人になる親族が少ない。このことから親族が後見人を担う上で何が課題になっているか、どのような支援が必要なのかといった課題も浮き彫りとなっています。 また、成年後見制度利用に係る報酬については、裁判官が事案毎に決めているということですが、基本報酬として、月額で2万円、財産が多い場合は3万円とな

	<p>っているが、年金だけの高齢者にとっては高いとも思われます。実際はもう少し低い結果もあるがこのあたりについても課題だと思われます。</p> <p>認知症の人の将来推計について。2025年になると認知症高齢者は700万人になってきます。すべての人に成年後見制度が必要というわけではありませんが、必要な人がきちんと制度を利用できる仕組みが必要であると思われます。</p> <p>次に成年後見制度の利用促進に関することについて、9ページ「成年後見制度利用支援事業」について、成年後見制度申し立てに要する経費や報酬、本人にお金がないがために利用できないというようにならないように計画にも盛り込むことが求められています。また、市民後見人等の担い手の育成についてですが、三豊市ではまだ取り組みができていませんが、このことについても計画に盛り込んでいくようになります。どこが市民後見人を養成し、バックアップするのかについても今後検討していく必要があります。</p> <p>次に11ページの認知症高齢者等の権利擁護に関する取り組みの推進について、実際に権利擁護の人材育成を行った場合でも、すぐに市民後見人になるのではなく、実際には社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の支援員になるなどの過程を通り、その後、市民後見人になり支援に関わるようになります。</p> <p>次に18ページの成年後見制度法人後見支援事業についても、三豊市では社会福祉協議会が法人後見を担っております。今後法人後見の支援についても基本計画に盛り込んでいきたいと思っております。</p> <p>19ページからの成年後見制度の広報については、必要な時にどこに相談に行けばよいかも含め広報についても、現在課題があります。また、保佐、補助、任意後見の利用が低調であり、制度の利用者のほとんどが後見類型になっており、本当に困って最後に利用するという傾向があります。そこに至る前までに制度が利用できるよう保佐、補助、任意後見の利用者が増えていけばということも考えています。また、不正の防止について、後見人が不正を行い本人の権利を侵害することも起きています。これらについても基本計画に盛り込んでいく予定です。</p> <p>22ページの成年後見制度利用促進計画についてですが、平成28年の5月に法律ができ、国の基本計画ができました。国の基本計画には、3つのポイントが示されました。利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク作り、不正防止の徹底と利用しやすさの調和があげられており、どれも重要であります。特に権利擁護支援の地域連携ネットワーク作りが重要になってくると考えています。市の基本計画の中にも地域連携ネットワークの部分が多く割かれています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ただいま成年後見制度の利用の促進に関する法律についてと制度活用・運用の現状についてご説明いただいたわけですが、委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。</p>
各委員	<p>(特になし)</p>
西谷会長	<p>特にないようでしたら、後程ご意見を頂けたらと思います。</p>

(2) 三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定について

西谷会長	それでは(2)の三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定についてご説明お願いいたします。
事務局(細川)	<p>三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定についてご説明させていただきます。審議会でこの基本計画につきまして皆様から様々なご意見を頂きたいと考えております。先ほどまで説明させていただいたのが国の流れです。それに基づきまして三豊市がどのような計画で進めていくのかを盛り込んだものになります。(～「三豊市成年後見制度利用促進基本計画(素案)」資料③～に基づいて説明)</p> <p>17ページイメージ図について説明。中核機関の設置・運営形態については、中核機関の担う機能によって運営の主体が変わっていく形をとります。一つ考えられるのが地域包括支援センターが中核機関となって、チームである地域ケア個別会議を開催したり、また協議会である地域ケア推進会議を開催したりということは現在行っていることです。実際に個別会議になりますと本人を中心として、様々な関係者が集まって本人のことについて検討します。そこに後見人も参加し、本人の後見の仕方や周りの支援について考えるということが考えられるところです。また、地域ケア推進会議の中で各関係団体と成年後見制度について協議をし、それがチームのバックアップになっていくようなイメージを示しています。チーム・協議会・中核機関この3つによるネットワークを地域連携ネットワークと呼んでいます。地域連携ネットワークの3つの役割として、ア)権利擁護支援の必要な人の発見・支援、イ)早期の段階からの相談・対応体制の整備、ウ)意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を行っていくこととしております。地域連携ネットワークの取り組み状況、点検・評価を行うことや課題等を次の計画にどのように反映させていくかという課題を解決するための審議会を今回初めて作りました。チェック機能を果たしていくこととなります。</p> <p>中核機関についてですが、個別会議、推進会議を開く際は中核機関は地域包括支援センターと示していますが、例えば、担い手の育成について社会福祉協議会がその部分を担うということになれば、運営主体を委託し、市民後見人に関することに関しては、社会福祉協議会に中核機関を担っていただく。このように、中核機関は、機能や役割によってどこが担うのが一番適切かということで変わっていくことを考えています。</p> <p>この素案をたたき台として、皆様からご意見を頂いて充実させていきたいと考えています。</p>
西谷会長	ありがとうございました。本日は素案ということで、何をどのような目的でいつからどれだけ行うかということの具体性が示されたというものでは今のところなく、どちらかといえば考え方とか市の方向性などをきちんとうたっていただいたという説明であったと思います。おそらく年内にもう一回、それから年度内にもう一回、素案について我々が審議をする機会があるので、今日は大卒

	の大枠ということで、考え方や方向性などについて合わせてご意見等いただければと思いますがいかがでしょうか。
傍聴者	一言だけよろしいでしょうか。
西谷会長	はい。お願いします
傍聴者	今回参加させていただいたのは、父が今後見人になっています。平成28年8月に従妹の叔母が脳梗塞で倒れて現在病院に入院中。ほとんど寝たきりで流動食を毎日食べています。なので、財産や病院の費用などをひっくるめて自分ではできません。誰が管理するのかということで、従妹の家や父も含めて大会議になり、結果父が後見人になっています。後見人に弁護士さんも入っていただいています。毎月の費用については裁判所に報告をあげています。父にものすごい負担がかかっていると思う。(父は)仕事もしている。農家なので農作業の合間、米を作っているの、稲刈りのシーズンでも後見人の対応をしなければならない。もう少し後見人に負担にならない方法を考えていただけたらありがたいです。そういうことを一言言いたかったの、ご検討ください。
西谷会長	傍聴席からご意見ありがとうございます。本日記録をしているわけですので、市のほうでも検討していただくよう承りました。 その他委員の皆さんのほうからご意見ありますでしょうか。
時岡委員	市民後見人の養成についても期限を切って行くと記載されているようですが、このあたりは、社会福祉協議会が中心になって行うという考えでよろしいでしょうか。それとも他の方法をお考えでしょうか。
西谷会長	それでは、事務局のほうご答弁をお願いします。
事務局(細川)	担い手の育成についてのところについてだと思いますが、事前に社会福祉協議会とも相談させていただいているのですが、具体的なところの養成をどうするか、どこに声をかけて、どう広報していくかについては平成31年度に考えていきたいと思っています。この1年をかけて平成32年度には実施できるように考えています。
西谷会長	その他にはございませんでしょうか。 ご意見ありがとうございます。 それでは次の議題に移りたいと思います。

(3) 今後のスケジュール、次回開催日について

西谷会長	今後のスケジュール、次回開催日についてご案内をお願いします。
事務局(細川)	資料③18ページになります。 今後のスケジュールについてご説明させていただきます。 11月26日第1回の審議会ということになります。今日は法律について、基本計画の策定についてというところで、説明が主になりました。次回は基本計画の策定、三豊市の素案をご確認いただき皆様からご意見を頂き、より良いものにしたと考えております。

	<p>今回は12月下旬に開催し、その後、1月にパブリックコメントを取り、それらを合わせまして、2月の下旬に第3回目の基本計画策定に向けての会議を開きたいと思っています。3月は予備として空白としておりますが、2月でまとまりましたら4月の基本計画の策定となりますが、修正が必要であれば3月にもう一度開催する予定でおります。</p>
西谷会長	<p>はい、ありがとうございました。 この事項につきましては特にご質問等はありませんでしょうか。</p>

(4) その他

西谷会長	<p>その他。事務局のほうからありましたらよろしく願いいたします。</p>
事務局（細川）	<p>次回の開催日について決めておきたいと思っております。 第2回審議会は12月19日17時から危機管理センター3階301会議室の予定でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
西谷会長	<p>それではよろしく願いします。 それでは、協議事項1から4すべて終了となりますので、事務局に進行をお返しいたします。本日はありがとうございました。</p>

7. 閉会

事務局（嶋田）	<p>それでは、閉会にあたりまして健康福祉部長滝口よりごあいさつ申し上げます。</p>
滝口部長	<p>長時間にわたりご討議ありがとうございました。一言皆様にお礼とお願いを申し上げたいと思います。本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。成年後見制度ということで基本計画の中にもありましたが、市民の方には伝わっていないのが実態でございます。その中でこの計画を策定して、担当からも説明がありましたが、利用者さんのためになるようにということで三豊市として計画を取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞご協力の程よろしく願いしたいと思います。それから、第2回目の日程が決まりましたが、それまでに素案についてご意見がありましたら、何なりとご意見を頂きまして、事務局としても訂正をして次回の会議に提案させていただき、年明けに市民の方のパブリックコメントを頂くという手順を進めてまいりたいと思います。それから、今回の委員さんをお願いしましたが、通常このような委員会は計画策定が終わると委員の任期は終わる形が多いですが、皆様には3年間お願いいたします。</p> <p>今回の計画で三豊市また、成年後見制度を利用されている方々が、どのようになっているのかというのを継続してご審議いただくということになっておりますので、その点についてもどうぞよろしく願いいたします。以上簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>
事務局（嶋田）	<p>以上をもちまして、第1回三豊市成年後見制度利用促進審議会を終了いたします。長時間にわたりご審議誠にありがとうございました。</p>